

日本技術士会 CPD 行事参加規則（約款）

2023. 5. 10 理事会制定承認

この規則（約款）（以下「本約款」という。）は、公益社団法人日本技術士会（以下「本会」という。）並びに本会の委員会、部会、地域本部及び支部（以下、「主催組織」という。）の主催又は共催による CPD 行事（以下、「技術士 CPD 行事等」という。）に申込及び参加いただく際の諸条件を定めたものです。技術士 CPD 行事等に申込及び参加いただく場合は本約款に同意されているものとみなされます。

なお、本約款に同意いただけない場合は技術士 CPD 行事等に申込及び参加することはできません。また、本約款の内容は、申込者及び参加者の承諾なく本会の都合により適宜変更できるものとします。

（参加の契約）

第 1 条 技術士 CPD 行事等の参加申込は、申込者が日本技術士会ホームページ（以下「本サイト」という。）からの申込み又は技術士 CPD 行事等申込用紙を CPD 行事を主催する本会及び主催組織に送付（電子メール等）することにより申込みを行い、本会及び主催組織からの参加申込み受付完了の連絡をもって参加契約が成立し、これ以降の申込者は参加者と称するものとします。

（参加の中止措置）

第 2 条 本会及び主催組織は、参加者による参加の妨げとなる行為があった場合や本約款に反した場合、当該参加者に対して直ちに技術士 CPD 行事等の参加を中止させ、退室を命ずる措置、オンラインによる Web 参加の場合は強制退出の措置等、必要な措置を講じることができるものとします。この場合、本会及び主催組織は当該参加者に参加費の返還は行いません。

（契約の解除）

第 3 条 本会及び主催組織は、次の各号のいずれかに該当するときは、参加者にその理由を開示した上、その契約を解除することができるものとします。

- (1) 技術士 CPD 行事等の開催 2 週間前に催行人数に達しないとき。
 - (2) 参加者の責めに帰すべき事由により、技術士 CPD 行事等への参加ができなくなったとき。
 - (3) 技術士 CPD 行事等において、参加者の持ち込み品が人体や環境等に悪影響を及ぼすことが判明したとき等、参加を認めることが妥当でないと合理的に認められるとき。
- 2 前項各号に係る契約の解除に当たっては、当該参加者の交通費・宿泊費等については補償しないものとします。また、前項第 2 号及び第 3 号により契約を解除する場合、本会及び主催組織は当該参加者に参加費を返金しないものとします。
- 3 参加者の責めに帰すべき事由により本会及び主催組織が損害を受けたときは、本会及び主催組織はその賠償を当該参加者に請求することができるものとします。

(参加費)

- 第4条 技術士 CPD 行事等の参加費は、内容・時間等に応じて本会及び主催組織が定める参加費によるものとします。なお、参加費には消費税及び地方消費税を含みます。
- 2 前項の参加費のほか、技術士 CPD 行事等の参加に伴い発生する諸費用（交通費・宿泊費等の実費）については、参加者の負担となります。

(参加費の支払い)

- 第5条 参加者は、前条に関わる参加費について、本会及び主催組織が指定する期日までに本会及び主催組織が指定する口座に振り込み、又は所定の方法で支払うものとします。なお、本会及び主催組織が指定する期日までに支払いがない場合は参加者の都合による解約とみなし、本会及び主催組織は技術士 CPD 行事等の提供の中止等、必要な措置を講じることができるほか、参加者より第6条に定めるキャンセル料を申し受けることがあります。
- 2 本約款に定める参加費・諸費用の支払いに関わる手数料ならびに本会及び主催組織から参加者に対して返金する際の手数料は、すべて当該参加者の負担となります。ただし、本会及び主催組織の責めに帰すべき事由のある場合は、この限りではありません。また、参加者が本会の正会員又は準会員で、本サイト会員専用ページからの参加申込による参加費について一括支払を選択した場合、年会費と合わせて本会から一括して請求いたします。

(キャンセル)

- 第6条 参加者の都合により、技術士 CPD 行事等を申込み後無断で欠席又は申込期限後に解約する場合、本会及び主催組織は、参加者より本会及び主催組織の定めるキャンセル料を申し受けることがあります。

(本会及び主催組織の責務)

- 第7条 本会及び主催組織は善良なる管理者の注意をもって、技術士 CPD 行事等の開催案内及び申込書に記載された内容及び方法等により技術士 CPD 行事等を実施するものとします。

(受講証の発行)

- 第8条 本会及び主催組織は、技術士 CPD 行事等に参加した参加者に対して、原則として受講証を発行するものとします。ただし、受講証の発行の有無及び受講証を発行する場合の条件は本会及び主催組織が定めるものとし、受講証の発行の有無及びその条件は技術士 CPD 行事等の開催案内又は申込書等に記載された内容のとおりとします。

(申込者・参加者情報の取扱い)

- 第9条 本会及び主催組織が取得する個人情報については、別途本会の定める「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」に従って、適法かつ適正に取り扱います。

(参加者の責務)

- 第10条 参加者の故意又は過失による技術士 CPD 行事等に関わる施設、機材機器の毀損、汚損、変質その他損害が発生した場合、本会及び主催組織又は第三者に生じた損害の賠償責任は当該

参加者が負うものとしします。

- 2 本会及び主催組織の施設、機材機器、技術士 CPD 行事等開催状況等の撮影、録画、録音は、本会及び主催組織の承諾を得た場合に限るものとしします。
- 3 参加者は、技術士 CPD 行事等に関わる配布資料の著作権又はその他の知的財産権を侵害しないことを誓約するものとしします。

(損害賠償)

第 11 条 参加者が技術士 CPD 行事等に参加することにより損害を被ったとしても、かかる損害について、本会及び主催組織は責任を負わないものとしします。

- 2 前項の定めに関わらず、本会及び主催組織の技術士 CPD 行事等のプログラムの内容に重大な誤りがあり、かつ、当該誤りについて本会及び主催組織に故意又は重大な過失が認められる場合は、参加者に生じた損害につき、本会及び主催組織は参加者と協議の上、参加者が支払った参加費の総額を限度額として賠償するものとしします。ただし、参加における標準的な技術水準から判断して本会及び主催組織が予見困難な誤りは重大な過失には含まれないものとしします。

(免責)

第 12 条 本会及び主催組織は、技術士 CPD 行事等のプログラムの内容の最新性、確実性、有効性、有用性、その他参加者の受講目的、利用目的等に合致することを保証するものではありません。

- 2 本会及び主催組織は、技術士 CPD 行事等プログラムの開催に関し、本約款に定める以外、何ら責任を負わないものとしします。
- 3 本会及び主催組織の責めに帰すべき事由により生じたことが明らかな場合を除き、参加者がけが等の事故及び損害を負ったとしても、本会及び主催組織は一切責任を負わないものとしします。
- 4 本会及び主催組織は、天変地異、公共交通機関の運行中止、機器の故障、講師の急病、その他の本会及び主催組織の責めに帰することができない事由により契約の履行が困難になったときは、技術士 CPD 行事等の開催日を延期し又は参加者に契約の解除を求めることができるものとしします。
- 5 前項の参加費の返還については、本会及び主催組織が合理的と考える方法によって決定するものとしします。

(権利義務の譲渡禁止)

第 13 条 参加者は、本約款について、その契約上の地位及びこれにより生じる権利義務の全部又は一部を、本会及び主催組織の事前の書面承諾なく第三者に譲渡等の処分をし、引き受けさせ、又は担保に供することはできません。

- 2 オンラインによる Web 参加の場合、第 1 条に基づく参加契約の成立した参加者本人以外の者を同席させ又はこれを視聴させること、録音、録画等することはできません。
- 3 参加者はオンラインによる Web 参加で付与されるアクセス ID やパスワード等が第三者に漏れることのないよう管理するものとしします。また、参加者は参加資格を第三者と共有すること、貸与又は譲渡することはできません。
- 4 参加者が本条の第 1 項、第 2 項及び第 3 項に定められた行為を行ったとき、又はそのおそれがあると本会及び主催組織が認めたときは、本会及び主催組織は当該参加者の承諾なく、参加者

のオンラインによる Web 参加をはじめとした一切の当該参加者に対するサービスを停止し、第 3 条第 1 項第 2 号に基づいて直ちに参加の契約を解除することができます。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 14 条 本約款は、日本国の民法、その他の法律に準拠し解釈されるものとし、本約款に関して生じた紛争の解決に際しては、日本国の東京地方裁判所あるいは東京簡易裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

附則 (2023 年 5 月 10 日)

この規則 (約款) は、2023 年 5 月 10 日から施行する。

以上